

3 具体的な国の取組状況

(1) 国の主な事業等

ア 【課題1】思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

事業名・事業内容					
第1回中間評価（平成18年3月）	所管	第2回中間評価（平成22年3月）	所管	最終評価	所管
1. 十代の自殺に関する取組(1-1)		1. 十代の自殺に関する取組(1-1) ○「自殺総合対策大綱」改正（平成20年10月） 「思春期・青年期において精神的問題を抱える者や自傷行為を繰り返す者について、救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた連携体制の構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援する等、精神疾患の早期発見、早期介入のための取組を推進する」という事項が追記	厚生労働省	1. 十代の自殺に関する取組(1-1)	
2. 性感染症に関する取組(1-3、1-9) ○「性の健康週間」の実施 ・性感染症（HIV感染を含む）の正しい知識の普及活動 ○感染症発生動向調査事業 ○中高生の心と体を守るための健康啓発教材の作成 ・中高生が自らの心と体を守るできるよう、喫煙、飲酒、薬物乱用や性感染症等の問題について総合的に解説する啓発教材の作成（平成17年度～）	厚生労働省 厚生労働省 文部科学省	2. 性感染症に関する取組(1-3、1-9) ○「性の健康週間」の実施 ・性感染症（HIV感染を含む）の罹患率を低下させる普及活動 ・第8回「性の健康週間」の実施について ○感染症発生動向調査事業 ○児童生徒の心と体を守るための健康啓発教材の作成 児童生徒が自らの心と体を守るができるよう喫煙、飲酒、薬物乱用や性感染症等の問題について総合的に解説する啓発教材の作成（中高生については平成17年度～、小学生については平成19年度～） ○性教育の指導に関する実践推進事業（平成19年度～22年度） ※平成20年度から「性に関する教育」普及推進事業に名称変更 ○指導講習会の開催（平成17年度～）	厚生労働省 厚生労働省 文部科学省 文部科学省 文部科学省	2. 性感染症に関する取組(1-3、1-9) ○「性の健康週間」の実施 ・「性の健康週間」の実施について（第9～12回） 毎年11月25日～12月1日に実施 ○感染症発生動向調査事業 ○児童生徒の心と体を守るための健康啓発教材の作成 児童生徒が自らの心と体を守るができるよう、喫煙、飲酒、薬物乱用や性感染症等の問題について総合的に解説する啓発教材の作成 ○「性に関する指導」普及推進事業（平成23年度～） ○指導講習会の開催 ○自治体や関係機関等へポスターやリーフレットを作成（平成22年度～24年度）	厚生労働省 厚生労働省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 厚生労働省

<p>3. 薬物乱用防止等に関する取組(1-6、1-11)</p> <p>○薬物乱用防止新五か年戦略(平成15年7月) 学校における薬物乱用防止教育の一層の推進</p> <p>○薬物に対する意識等調査の実施(平成17年度)</p> <p>○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施 薬物乱用防止に関する啓発活動及び「6.26 国際麻薬乱用撲滅デー」を周知。</p> <p>○麻薬・覚せい剤乱用防止運動 麻薬・覚せい剤等の乱用による危害を広く国民に周知。</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>3. 薬物乱用防止等に関する取組(1-6、1-11)</p> <p>○薬物乱用防止教育の充実について (平成20年9月17日20文科ス第639号局長通知)</p> <p>○児童生徒の薬物に関する意識調査 (平成18年2月)</p> <p>○薬物乱用防止教室開催状況調査</p> <p>○薬物乱用防止教室推進事業 ・中学校・高校への麻薬取締官OB等の依頼があった場合の受け入れ</p> <p>○児童生徒の心と体を守るための啓発教材作成事業 児童生徒が自らの心と体を守ることができるようにするため、喫煙、飲酒、薬物乱用などの問題について、総合的に解説する啓発教材を作成し、全ての小学5年生、中学1年生及び高校1年生に配布。(中高生については平成17年度～、小学生については平成19年度～)</p> <p>○毎年度、薬物乱用の有害性も含め、全小学6年生の保護者への薬物乱用一般の啓発資材を、全中学1年生には大麻・MDMA・違法ドラッグに関する啓発資材を作成し、文部科学省の協力をもとに配布</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>3. 薬物乱用防止等に関する取組(1-6、1-11)</p> <p>○児童生徒の薬物に関する意識調査 (平成24年11月)</p> <p>○薬物乱用防止教室開催状況調査</p> <p>○薬物乱用防止啓発活動における浸透度調査 (平成24年1月23日～24年2月10日)</p> <p>○薬物乱用防止教育推進事業 薬物乱用防止教育の充実を図るため、薬物乱用防止教室の講師(警察官、麻薬取締官OB、学校薬剤師等)に対する講習会やシンポジウムを実施するほか、大学生向けの啓発資料を作成</p> <p>○薬物乱用防止教室の開催について (平成22年3月30日)</p> <p>○薬物乱用中堅指導員研修会の開催及び受講者の推薦について(平成21年度～24年度毎年実施)</p> <p>○児童生徒の心と体を守るための啓発教材作成事業 児童生徒が自らの心と体を守ることができるようにするため、喫煙、飲酒、薬物乱用などの問題について、総合的に解説する啓発教材を作成し、全ての小学5年生、中学1年生及び高校1年生に配布。</p> <p>○毎年度、薬物乱用の有害性も含め、全小学6年生の保護者向けに薬物乱用一般の啓発資材を配布。(平成21年:117万部、平成22年:118万部、平成23年:134万部、平成24年136万部)</p> <p>○毎年度、薬物乱用の有害性も含め、全小学6年生の保護者及び高校3年生向けに薬物乱用一般の啓発資材を配布。(平成22年:118万部、平成23年:117万部、平成24年135万部)</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省 厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>4. 喫煙・飲酒防止対策(1-7、1-8)</p> <p>○「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(平成16年6月8日締結 平成17年2月27日発効)</p>	<p>外務省</p>	<p>4. 喫煙・飲酒防止対策(1-7、1-8)</p>		<p>4. 喫煙・飲酒防止対策(1-7、1-8)</p>	

<p>○関係5府省による「未成年者喫煙防止対策ワーキンググループ」の設置</p> <p>○たばこ対策緊急特別促進事業(平成17～18年度)</p> <p>○「未成年者喫煙防止のための適切なたばこ販売方法の取組みについて」(平成16年6月28日健発第0628001号) たばこ関係業界へ未成年者喫煙防止に向けて、販売方法などの取組を要請</p> <p>○受動喫煙防止対策実施状況調査の実施</p> <p>○禁煙週間、世界禁煙デー 毎年世界禁煙デー(5月31日)から始まる1週間を禁煙週間と定め、各種施策を実施(平成4年度～)</p>	<p>内閣府 警察庁 文部科学省 厚生労働省 厚生労働省</p> <p>警察庁 財務省 厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○たばこ対策促進事業</p> <p>○「受動喫煙防止対策について」 (平成22年2月25日健発0225第2号)</p> <p>○「未成年者喫煙防止のための対面販売時における年齢確認等について(要請)」(平成20年9月16日(警察庁)財理第3734号健発第0916001号)</p> <p>○受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書</p> <p>○未成年者の喫煙・飲酒状況に関する全国調査</p> <p>○児童生徒の心と体を守るための啓発教材作成事業 児童生徒が自らの心と体を守ることができるようにするため、喫煙、飲酒、薬物乱用などの問題について、総合的に解説する啓発教材を作成し、全ての小学5年生、中学1年生及び高校1年生に配布。 (中高生については平成17年度～、小学生については平成19年度～)</p> <p>○禁煙週間、世界禁煙デー 毎年世界禁煙デー(5月31日)から始まる1週間を禁煙週間と定め、各種施策を実施 「2009年世界禁煙デー記念シンポジウム」</p>	<p>厚生労働省 厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○たばこ対策促進事業</p> <p>○「受動喫煙防止対策の徹底について」 (平成24年10月29日健発1029第5号)</p> <p>○「禁煙支援マニュアル(第2版)の発行について」 (平成25年4月1日事務連絡)</p> <p>○薬物等に対する意識等調査(平成24年11月)</p> <p>○受動喫煙防止対策実施状況調査(平成24年4月)</p> <p>○児童生徒の心と体を守るための啓発教材作成事業 児童生徒が自らの心と体を守ることができるようにするため、喫煙、飲酒、薬物乱用などの問題について、総合的に解説する啓発教材を作成し、全ての小学5年生、中学1年生及び高校1年生に配布。</p> <p>○禁煙週間、世界禁煙デー 毎年世界禁煙デー(5月31日)から始まる1週間を禁煙週間と定め、各種施策を実施</p>	<p>厚生労働省 厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省 文部科学省 文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>5. 学校における取組(1-5、1-10、1-12)</p> <p>○健康教育総合推進モデル事業(平成10年～14年) 学校における健康教育の推進及び学校外における健康教育学習の推進のための調査研究事業</p> <p>○学校・地域保健連携推進事業(平成16年度～)</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>5. 学校における取組(1-5、1-10、1-12)</p> <p>○学校・地域保健連携推進事業</p> <p>○学校保健統計調査の実施</p> <p>○学校保健委員会の設置状況調査</p>	<p>文部科学省 文部科学省 文部科学省</p>	<p>5. 学校における取組(1-5、1-10、1-12)</p> <p>○学校・地域保健連携推進事業</p> <p>○学校保健統計調査の実施</p> <p>○学校保健委員会の設置状況調査</p>	<p>文部科学省 文部科学省 文部科学省</p>

<p>6. 地域保健における取組(1-13、1-14)</p> <p>○思春期保健相談等事業 思春期に特有の身体的、精神的問題等さまざまな相談に応じる。</p> <p>○生涯を通じた女性の健康支援事業 女性健康支援センターにおいて思春期から更年期に至る女性を対象とした健康相談を行う。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>6. 地域保健における取組(1-13、1-14)</p> <p>○思春期保健相談等事業 思春期に特有の身体的、精神的問題等さまざまな相談に応じるとともに、正しい母性保健知識の普及指導等を行う。</p> <p>○生涯を通じた女性の健康支援事業 女性健康支援センターにおいて思春期から更年期に至る女性を対象とした健康相談を行う。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>6. 地域保健における取組(1-13、1-14)</p>	
<p>7. 食育の取組(1-15、4-14(再掲))</p> <p>○「食育基本法」の制定</p> <p>○食育推進基本計画(平成18年3月31日)</p> <p>○食育等推進事業 地方公共団体が実施する思春期の問題に関する理解の促進、食を通じた心の健全育成事業などに補助を行う。</p>	<p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>厚生労働省</p>	<p>7. 食育の取組(1-15、4-14(再掲))</p> <p>○食育推進事業 子どもの健やかな食習慣を培い、豊かな人間性を育むため、食育推進連絡会を設置するなど保健センター、保育所、学校等関係機関の連携による取組を推進する。</p> <p>○「食育推進基本計画」に基づく子どもの健康づくりのための食育の推進について (平成18年5月31日雇児母発第0531001号)</p> <p>○「保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働告示第141号) 保育所における「食育の推進」について明記した。</p> <p>○「保育所保育指針の施行等について」 (平成20年3月28日雇児発第0828001号)</p> <p>○歯科保健と食育の在り方に関する検討会報告書</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>7. 食育の取組(1-15、4-14(再掲))</p> <p>○第2次食育推進基本計画(平成23年3月31日)</p> <p>○「第2次食育推進基本計画に基づく子どもの健康づくりのための食育の推進について」 (平成23年5月31日雇児母発0531第1号)</p> <p>○「第2次食育推進基本計画に基づく保育所における食育の推進について」 (平成23年5月31日雇児保発0531第1号)</p> <p>○「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」公表(平成23年3月)</p> <p>○「保育所における食事の提供ガイドライン」公表(平成24年3月)</p> <p>○「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について」 (平成25年3月29日健が発0329第4号)</p>	<p>内閣府</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>

イ 【課題2】 妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保と不妊への支援

事業名・事業内容					
第1回中間評価（平成18年3月）	所管	第2回中間評価（平成22年3月）	所管	最終評価	所管
<p>1. 安全、安心な周産期医療体制の確保 (2-1、2-6、2-7)</p> <p>○母子医療施設整備費</p> <p>○総合周産期母子医療センター運営事業</p> <p>○周産期医療対策事業 （周産期医療システムの整備等）</p> <p>○周産期医療施設のオープン病院化モデル事業 （平成17年度～19年度）</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>1. 安全、安心な周産期医療体制の確保 (2-1、2-6、2-7)</p> <p>○「院内助産所・助産師外来施設・設備整備事業」 （平成20年度～）</p> <p>○総合周産期母子医療センター運営事業</p> <p>○地域周産期母子医療センター運営事業</p> <p>○「周産期医療対策事業等の実施について」 （平成21年3月30日医政発第0330011号）</p> <p>○「東京都の妊婦死亡事案を受けた周産期救急医療体制の確保について」 （平成20年10月27日医政指発第1027001号・雇児母発第1027001号）</p> <p>○妊産婦ケアセンター運営事業 （平成21年度～22年度）</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>1. 安全、安心な周産期医療体制の確保 (2-1、2-6、2-7)</p> <p>○「院内助産所・助産師外来施設・設備整備事業」</p> <p>○総合周産期母子医療センター運営事業</p> <p>○周産期医療対策事業</p> <p>○周産期医療の確保について （平成22年1月26日医政発0126第1号）</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>2. 不妊への支援(2-9、2-10、2-11)</p> <p>○不妊専門相談センターの整備</p> <p>○特定不妊治療費助成事業</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>2. 不妊への支援(2-9、2-10、2-11)</p> <p>○不妊専門相談センターの設置</p> <p>○特定不妊治療費助成事業</p> <p>○特定不妊治療費助成事業実施医療機関を対象としたアンケート調査の実施（平成21年3月3日）</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>2. 不妊への支援(2-9、2-10、2-11)</p> <p>○不妊専門相談センターの設置 不妊専門相談員及び不育症専門相談員による相談及び普及啓発の実施</p> <p>○特定不妊治療費助成事業</p> <p>○特定不妊治療費助成事業実施医療機関を対象としたアンケート調査（平成25年2月12日）</p> <p>○不妊に悩む方への特定治療支援事業にかかる自治体調査（平成25年2月26日）</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>3. 人材確保・育成(2-8)</p> <p>○医師の需給に関する検討会 （平成16年度～18年度）</p> <p>○「新人助産師臨床実践能力向上推進事業」 （平成17年度～21年度）</p> <p>○「助産師の養成について」 （平成17年1月25日医政看発第0125003号）</p> <p>○看護師等養成所運営等事業（昭和45年度～）</p> <p>○「助産師の就業促進について」 （平成17年3月14日医政看発第0307001号）</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>3. 人材確保・育成(2-8)</p> <p>○院内助産所・助産師外来施設・設備整備事業 （平成20年度～）</p> <p>○助産師養成所開校促進事業（平成19年度～）</p> <p>○看護師等養成所運営等事業</p> <p>○大規模臨床研修病院における産科・小児科研修プログラム設定の義務化（平成22年度～）</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>3. 人材確保・育成(2-8)</p> <p>○院内助産所・助産師外来施設・設備整備事業</p> <p>○助産師養成所開校促進事業</p> <p>○看護師等養成所運営等事業</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>

		<p>○妊娠の届出状況に係わる調査結果及び早期の妊娠届出の勧奨等について (平成 20 年 7 月 9 日雇児母発 0709001 号)</p> <p>○妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査結果について (平成 21 年 6 月 3 日雇児母発第 0603001 号)</p> <p>○妊婦健診啓発のためのポスター・リーフレット (「すこやかな妊娠と出産のために妊婦健診を受けましょう」) の作成・配布</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○妊婦健康診査におけるヒト白血病ウイルス-1 型 (HTLV-1) 抗体検査の実施について (平成 22 年 11 月 1 日 雇児母発 1101 第 1 号)</p> <p>○妊婦健康診査の実施について (平成 25 年 3 月 22 日一部改正 雇児母発 0322 第 1 号)</p> <p>○妊婦健康診査の公費負担状況にかかる調査結果について (平成 25 年 3 月 21 日雇児母発 0322 第 2 号)</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
6. 妊産婦に優しい環境作りの推進(2-13)		<p>6. 妊産婦に優しい環境作りの推進(2-13)</p> <p>○マタニティマークのポスター、リーフレットの作成、ホームページの公開</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>6. 妊産婦に優しい環境作りの推進(2-13)</p>	

ウ 【課題3】 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援

事業名・事業内容					
第1回中間評価（平成18年3月）	所管	第2回中間評価（平成22年3月）	所管	最終評価	所管
<p>1. 乳幼児死亡の減少 <u>（3-3、3-4、3-5、3-6、3-11、3-14）</u> ○乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間11月を対策強化月間として啓発普及活動を実施</p>	厚生労働省	<p>1. 乳幼児死亡の減少 <u>（3-3、3-4、3-5、3-6、3-11、3-14）</u> ○乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間11月を対策強化月間として普及啓発活動を実施 ○「保育所保育指針解説書」においてSIDS予防対策として「うつぶせ寝にしない」等を明記（「SIDS」について注意を喚起するようにした）</p>	厚生労働省 厚生労働省	<p>1. 乳幼児死亡の減少 <u>（3-3、3-4、3-5、3-6、3-11、3-14）</u> ○「救急車利用マニュアルの配布について」（平成23年3月23日） 「救急通報のポイント」や、「ためらわずに救急車を呼んでほしい症状」、「救急車の呼び方」などを紹介</p>	消防庁
<p>2. 小児救急医療体制等の整備 <u>（3-11、3-14、3-18）</u> ○小児救急医療体制の整備 小児救急医療支援事業など小児救急患者の受け入れ態勢整備のための事業や小児救急電話相談事業、小児救急地域医師研修事業、小児救急医師確保等調整事業等</p>	厚生労働省	<p>2. 小児救急医療体制等の整備 <u>（3-11、3-14、3-18）</u> ○小児初期救急センター事業、小児救急医療支援事業、小児救急医療拠点病院運営事業、NICU入院児支援事業 ○「救急医療対策事業実施要綱の一部改正について」（平成21年3月30日医政発第0330013号） ○「入院を要する小児救急医療体制の取組状況」（平成21年度厚生労働省医政局指導課調べ） ○「救急医療施設等設置状況」（平成21年度厚生労働省医政局指導課調べ）</p>	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省	<p>2. 小児救急医療体制等の整備 <u>（3-11、3-14、3-18）</u> ○小児初期救急センター運営事業、小児救急医療支援事業、小児救急医療拠点病院運営事業、小児救命救急センター運営事業 ○「救急医療対策事業実施要綱の一部改正について」（平成24年3月26日医政発0326第10号） ○「入院を要する小児救急医療体制の取組状況」（平成25年度厚生労働省医政局指導課調べ） ○「救命救急センターの充実段階評価における現況調べ」（平成25年度厚生労働省医政局指導課調べ）</p>	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省
<p>3. 人材確保・育成(3-20) ○医師の需給に関する検討会 （平成16年度～18年度）</p>	厚生労働省	<p>3. 人材確保・育成(3-20) ○大規模臨床研修病院における産科・小児科研修プログラム設定の義務化（平成22年度～） ○平成20年度障害者保健福祉推進事業「児童思春期精神科における専門医療従事者の養成のための実地研修プログラム開発に関する研究事業」にて児童精神科医養成のための研修プログラムを作成。</p>	厚生労働省 厚生労働省	<p>3. 人材確保・育成(3-20)</p>	

<p>○思春期精神保健対策研修事業により児童思春期精神保健医療従事者を養成（平成13年度～）</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○平成21年度障害者保健福祉推進事業「標準的なプログラムによる児童思春期精神科における専門医療従事者養成のための実地研修事業」において、児童精神科医養成のための標準的な研修の普及を図る。 ○思春期精神保健対策研修事業により児童思春期精神保健医療従事者を養成</p>	<p>厚生労働省 厚生労働省</p>	<p>○思春期精神保健対策研修事業により児童思春期精神保健医療従事者を養成</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>4. 小児医療の充実 <u>(3-16, 3-17, 3-21, 3-22)</u> ○児童福祉法の改正（平成17年4月施行） 小児慢性特定疾患治療事業の法制化 ○未熟児養育医療</p>	<p>厚生労働省 厚生労働省</p>	<p>4. 小児医療の充実 <u>(3-16, 3-17, 3-21, 3-22)</u> ○小児慢性特定疾患治療事業 ○未熟児養育医療 ○予防接種の取組 ○「子ども予防接種週間」の実施について（平成21年1月30日健発第0130007号雇児発第0130002号）</p>	<p>厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省</p>	<p>4. 小児医療の充実 <u>(3-16, 3-17, 3-21, 3-22)</u> ○小児慢性特定疾患治療事業 ○未熟児養育医療 ○麻しんに関する特定感染症予防指針 ○「子ども予防接種週間」の実施について</p>	<p>厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省</p>
<p>5. 育児支援(3-12, 3-13, 3-14) ○乳幼児健康支援一時預かり事業 病気の回復期にあつて、集団保育が困難な時期に保育所や病院等の専用スペースにおいて一時的な預かりを行う事業 ○自動体外式除細動器(AED)普及啓発事業等（平成17年度～）</p>	<p>厚生労働省 厚生労働省</p>	<p>5. 育児支援(3-12, 3-13, 3-14) ○自動体外式除細動器(AED)普及啓発事業等 ○非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について（平成16年7月1日医政発第0701001号医政局長通知） ○「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要項」（平成5年3月30日消防救第41号）（改正平成18年8月15日消防救第112号）</p>	<p>厚生労働省 厚生労働省 消防庁</p>	<p>5. 育児支援(3-12, 3-13, 3-14) ○自動体外式除細動器(AED)普及啓発事業等 ○「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」の一部改正及び「自動体外式除細動器(AED)の講習内容のとりまとめについて」の廃止について（平成24年9月21日医政発0921第11号） ○「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について（平成23年8月31日消防救第239号） ・新たに短時間の講習制度を設け、その対象を小学生中高学年以上（概ね10歳）以上とした。 ・普通救命講習を主として小児、乳児、新生児を対象とした普通救命講習Ⅲを追加 ・e-ラーニングを導入</p>	<p>厚生労働省 厚生労働省 消防庁</p>

		<p>○小児救急医療に関する普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日・夜間の小児救急医療機関周知の取組 ・こどもの救急ホームページ（日本小児科学会監修） http://kodomo-gg.jp/ 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○「口頭指導に関する実施基準の一部改正等について」（平成 25 年 5 月 9 日消救第 42 号） 119番通報者から必要な事項を迅速かつ的確に聴取し、傷病者の状態に応じた医学的に適切な口頭指導が行えるよう口頭指導に関する実施基準を一部改正</p> <p>○「救急車利用マニュアルの配布等について」（平成 23 年 3 月 23 日消防庁救急企画室） 「救急通報のポイント」「ためらわずに救急車を呼んでほしい症状」「救急車の呼び方」「都道府県や市町村に救急相談窓口」「救急医療の受診について」等について紹介</p> <p>○小児救急医療に関する普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの救急ホームページ（日本小児科学会監修） http://kodomo-gg.jp/ 	<p>消防庁</p> <p>消防庁</p> <p>厚生労働省</p>
6. むし歯の予防に関する取組(3-7)		<p>6. むし歯の予防に関する取組(3-7)</p> <p>○「平成 20 年度歯科健康診査（1 歳 6 か月児及び 3 歳児健康診査）に係わる実施状況について」（平成 21 年 4 月 14 日雇児母発第 0414001 号医政歯発第 0414001 号）</p> <p>○「平成 21 年度歯の衛生週間」について（平成 21 年 4 月 3 日厚生労働発医政第 0403005 号）</p> <p>○平成 21 年度「第 58 回母と子のよい歯のコンクール」（平成 21 年 4 月 3 日医政発第 0403010 号）</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>6. むし歯の予防に関する取組(3-7)</p> <p>○平成 24 年度 3 歳児歯科健康診査</p> <p>○「平成 24 年度歯科健康診査（1 歳 6 か月児及び 3 歳児健康診査）に係る実施状況について」（平成 25 年 4 月 8 日雇児母発 0408 第 1 号医政歯発 0408 第 1 号）</p> <p>○「平成 25 年度歯と口の健康週間」について（平成 25 年 3 月 12 日厚生労働発医政第 0312 第 2 号）</p> <p>○平成 25 年度「親と子のよい歯のコンクール」の実施について」（平成 25 年 3 月 29 日医政発 0329 第 16 号）</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
7. 妊娠中の喫煙等に関する取組(3-8)		<p>7. 妊娠中の喫煙等に関する取組(3-8)</p>		<p>7. 妊娠中の喫煙等に関する取組(3-8)</p> <p>○たばこ対策促進事業</p> <p>○健康増進事業</p> <p>○「健康的な生活習慣作り重点化事業の実施要綱の一部改正について」（平成 25 年 5 月 16 日健発 0516 第 3 号）</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>

エ 【課題4】子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

事業名・事業内容					
第1回中間評価（平成18年3月）	所管	第2回中間評価（平成22年3月）	所管	最終評価	所管
<p>1. 育児支援(4-3、4-6、4-7、4-12)</p> <p>○出産前小児保健指導（プレネイタルビジット）事業（出産前から小児科医から育児に関する保健指導を受け、育児不安の軽減を図る）</p> <p>○育児支援家庭訪問事業（平成16年度～）</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>1. 育児支援(4-3、4-6、4-7、4-12)</p> <p>○育児支援家庭訪問事業（平成18年度～）</p> <p>○地域子育て支援拠点事業</p> <p>○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（平成19年度～）</p> <p>○「児童委員・主任児童委員の積極的な活用による児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進について」(平成21年3月16日20生参学第11号雇児育発第0316001号)</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>1. 育児支援(4-3、4-6、4-7、4-12)</p> <p>○養育支援訪問事業（平成21年度～） ※育児支援訪問事業が平成21年から名称変更</p> <p>○地域子育て支援拠点事業</p> <p>○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>2. 児童虐待防止(4-1、4-2、4-4、4-13)</p> <p>○児童福祉法の改正（平成17年4月施行） 児童虐待防止対策等の充実・強化</p> <p>○育児支援家庭訪問事業（平成16年度～）</p> <p>○児童虐待防止対策支援事業（平成17年度～）</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>2. 児童虐待防止(4-1、4-2、4-4、4-13)</p> <p>○育児支援家庭訪問事業（平成18年度～）</p> <p>○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（平成19年度～）</p> <p>○児童虐待防止対策支援事業</p> <p>○「都道府県・指定都市・児童相談所設置市における子ども虐待による死亡事例等の検証について」(平成21年7月15日雇児総発第0715第2号)</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>2. 児童虐待防止(4-1、4-2、4-4、4-13)</p> <p>○児童福祉法の改正（平成23年6月公布、平成24年4月施行）</p> <p>○養育支援訪問事業（平成21年度～） ※育児支援訪問事業が平成21年から名称変更</p> <p>○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）</p> <p>○児童虐待防止対策支援事業</p> <p>○「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」(平成23年7月27日雇児総発0727第1号・雇児福発0727第1号・雇児母発0727第1号)</p> <p>○「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」(平成23年7月27日雇児総発0727第4号・雇児母発0727第3号)</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>

<p>○児童虐待防止推進月間（11月）の実施 （平成16年度～）</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○養育支援を特に必要とする児童等を早期に把握し適切な支援を提供すること等を目的とした「乳幼児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」を児童福祉法に基づく事業とし、市町村に実施の努力義務を課すとともに、事業実施の為のガイドラインを策定し都道府県等に通知した（平成21年度）。</p> <p>○子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第5次報告）</p> <p>○児童虐待防止推進月間（11月）の実施</p>	<p>厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省</p>	<p>○「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成24年11月30日雇児総発1130第1号・雇児母発1130第1号）</p> <p>○「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（平成24年11月30日雇児総発1130第2号・雇児母発1130第2号）</p> <p>○子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第6次、第7次、第8次、第9次報告）</p> <p>○児童虐待防止推進月間（11月）の実施</p>	<p>厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省</p>
<p>3. 人材育成(4-18) ○「子どもの虹情報研修センター」における専門研修の充実</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>3. 人材育成(4-18) ○「子どもの虹情報研修センター」における専門研修の充実</p> <p>○児童精神科医師の養成（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度障害者保健福祉推進事業「児童思春期精神科における専門医療従事者の養成のための実地研修プログラム開発に関する研究事業」にて児童精神科医養成のための研修プログラムを作成。 ・平成21年度障害者保健福祉推進事業「標準的なプログラムによる児童思春期精神科における専門医療従事者養成のための実地研修事業」において、児童精神科医養成のための標準的な研修の普及を図る。 	<p>厚生労働省 厚生労働省</p>	<p>3. 人材育成(4-18) ○「子どもの虹情報研修センター」における専門研修の充実</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>4. 退院後のハイリスク児のフォロー体制の取組(4-10)</p>		<p>4. 退院後のハイリスク児のフォロー体制の取組(4-10) ○「周産期医療対策事業等の実施について」（平成21年3月30日医政発第0330011号）</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>4. 退院後のハイリスク児のフォロー体制の取組(4-10)</p>	
<p>5. 情緒障害児支援(4-16)</p>		<p>5. 情緒障害児支援(4-16) ○先駆的ケア実施モデル事業（保健福祉調査委託費）平成19年11月の社会的養護専門委員会の提言を踏まえ、現行の施設類型のあり方及び子どもにとって必要なケアの質を確保するために人員の配置基準の引上げ等に向け、方策を検討する事業</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>5. 情緒障害児支援(4-16) ○「社会的養護の課題と将来像」について 児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討会及び社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会できりまとめを行った。（平成23年7月）</p> <p>○「児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成23年9月1日雇児発0901第1号）</p>	<p>厚生労働省 厚生労働省</p>

				<ul style="list-style-type: none"> ○「社会的養護関係施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養育指針について」 (平成24年3月29日雇児発0329第1号) ○「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」(平成24年3月29日雇児福発0329第2号、社援発0329第6号) ○「社会的養護関係施設における第三者評価基準の判断基準等について」(平成24年3月29日雇児福発0329第1号、社援基発0329第1号) ○「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について」 (平成24年5月31日雇児発0531第3号) 	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省
6. 子どもの心の問題に関する取組 <u>(4-15、4-17、4-18)</u>		6. 子どもの心の問題に関する取組 <u>(4-15、4-17、4-18)</u> ○様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院による人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。(平成20年度～)	厚生労働省	6. 子どもの心の問題に関する取組 <u>(4-15、4-17、4-18)</u>	